

福祉文教常任委員会議事録

(令和7年9月11日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年9月11日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 濱地 知英
委員 斧田 秀明 岡野 秀子
西田いく子 辻本 博之
松井 謙昌 村井 浩二
早瀬 和信
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 東條 信也
副町長 村岡 篤 秘書政策課長 小南 考弘
教育長 中道 雅夫 企画担当課長 田中 信幸
政策総務部長 小角 孝彦 福祉介護課長 辻本 知也
まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 いきいき健康課長 田村 尚子
健康福祉部長 木村 厚江 保険医療課長 辻野 剛宏
地域活性化推進
担当部長 堀内 孝茂
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 山本 夕芽
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第2号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第5号 令和6年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第6号 令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第30号 令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第31号 令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第32号 令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について他2件、予算案といたしまして、議案第30号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）他2件。以上、合わせまして6件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件が3件、補正予算案件が3件、計6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○辻野保険医療課長 おはようございます。

認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

ファイルナンバーの030201国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご覧ください。030201国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

まず、歳入・歳出を通じて、令和6年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

附属説明資料の1頁、2頁になります。

それぞれ歳入・歳出の内訳について記載させていただいております。

令和6年度決算の歳入合計は14億1千261万円で、前年度と比べ、2千768万円、1.9%の減となっております。減の主な要因でございますが、歳出の保険給付費の財源となる府支出金である保険給付費等交付金の減のほか、基金繰入金の減によるものでございます。

一方、歳出合計は13億9千258万9千円で、前年度と比べ2千262万1千円、1.6%の減となっております。減の主な要因は、被保険者数の減による保険給付費の減のほか、事業費納付金の減によるものでございます。

まず、2頁の歳出からご説明させていただきます。

保険給付費でございますが、1人当たり医療費が上昇しているものの、被保険者数が減少したことにより、計ア+イ+ウの欄でございますが、9億1千406万6千円、前年度比1千742万円、1.9%の減となっております。

次に、被保険者の皆様から納付していただきました保険料などを大阪府に納付する事業費納付金でございますが、保険料の上昇はあるものの、こちらも被保険者が減少したことにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全てが減となり、4億2千268万2千円、前年度比1千43万6千円、2.4%の減となっております。

なお、予備費につきましては、39万9千円を執行しております。

次に、1頁に戻っていただきまして、歳入でございます。

まず、保険料でございますが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者数の減少が顕著となり、医療給付費現年分が減となりましたが、後期高齢者支援金分及び介護納付金は増となり、保険料全体では3億1千385万円、前年度比278万4千円、0.9%の増となっております。

次に、国庫支出金では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費用などの財源として国庫補助金が増となったことで、国庫支出金は519万3千円、前年度比513万3千円の増となっております。

次の府支出金では、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の減などにより9億4千506万4千円、前年度比2千271万8千円、

2.4%の減となりました。

次に、繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の増や職員給与費等の事務費に係る繰入金などの増により、1億1千208万1千円、前年度に比べ373万2千円、3.4%の増となっております。また、基金繰入金では、急激な保険料上昇を一定抑制する目的で、財政調整基金の繰入れを今までは行っておりましたが、令和6年度から保険料率が府内統一となったことにより、減額となりました。

次に、3頁になります。

2の財政調整基金の状況でございますが、令和5年度決算から独自保健事業に活用するため187万8千160円を繰入れしたのに対して、余剰金の一部1千258万2千323円を積立てし、令和6年度末で9千131万7千214円となっております。

次の4、令和6年度中の被保険者資格得喪届出等の内訳表では、資格取得が442件、資格喪失が555件となっており、大幅に喪失の件数が多くなっております。

次の4頁は、異動状況をグラフ化したものでございます。

次に、5頁になります。

保険料収納状況でございます。現年度分では95.5%、滞納繰越分では43.3%となっております。

6の保険料の1世帯及び1人当たりの額でございます。1世帯当たりの保険料は、令和5年度と比較し、9千52円増の22万3千806円、1人当たりの保険料は7千93円増の14万9千651円となっております。

7、保険料の賦課状況の(1)保険料賦課料率及び限度額につきましては、大阪府の統一保険料率となっております。

次の(2)保険料減免等の状況につきましては、非自発的失業者減免や所得の減少による減免対象者をその他減免に、また、非自発的失業者減免を受けたにもかかわらず、更に所得の減少による減免を受けた者を災害等減免に計上しております。その他政令軽減は、記載のとおりとなっております。

6頁になります。

8、医療給付の状況でございます。

(1)の医療給付の状況では、令和5年度と比較し、件数で694件、保険者負担では1千605万6千513円の大幅な減となっております。高額医療費の状況や療養の給付等の内訳は、(2)、(3)のとおりでございます。

次に、7頁をご覧ください。

このグラフは1人当たり医療費の推移でございますが、コロナ禍の受診控えを経て再び上昇傾向で、令和6年度は43万4千219円となっております。

以上が、附属説明資料の内容でございます。

それでは、決算書をお願いいたします。

まず、歳出よりご説明申し上げます。232頁、233頁になります。

1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額1千214万1千242円。一般管理事業の主なものは、被保険者の資格の管理や資格確認書の発行等でございます。確認書の発行に伴う印刷や郵送、電算システムプログラム変更委託などの費用及び国民健康保険団体連合会への電算委託料、並びにオンライン資格確認等市町村運営負担金の支出などとなっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額667万571円。賦課徴収事業の主なものとしましては、国民健康保険料の賦課決定や納付書の発送・徴収などがございます。納付書の印刷や郵送、口座振替データの送受信、並びにコンビニ収納に係るデータの受信に係る手数料や委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金となっております。

3項運営協議会費。次の234頁、235頁になります。1目運営協議会費、支出済額8万4千円でございます。令和6年度の国民健康保険運営協議会、2回開催に係る委員報酬等でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費、支出済額7億7千546万4千279円、対前年度比1.6%の減となっております。療養給付費の減の主な要因は、1人当たり医療費は引き続き伸びているものの、被保険者数の減少が顕著に見られたことによるものと考えております。

2目療養費、支出済額1千95万7千638円。対前年度比11.7%の減となっております。

3目審査支払手数料、支出済額204万8千556円、対前年度比1.7%の減となっております。

2項高額療養費、1目高額療養費、支出済額1億2千51万8千986円、2目高額介護合算療養費、支出済額28万1千947円は、高額療養費、高額介護合算療養費を含め、対前年度比は1.3%の減となっております。

3項出産育児諸費、1目出産育児一時金、支出済額211万8千271円は、被保険

者が出産したときに出産した子ども1人につき50万円が出産育児一時金として支給されるもので、令和6年度は5人分の支給となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額70万円は、被保険者の方が亡くなられたときに葬祭費が支給されます。令和6年度につきましては14件となっております。こちらは、1件当たり5万円の支給でございます。

236頁、237頁になります。

5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付費、支出済額197万6千289円は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を任意給付するものでございます。

6項移送費につきましては、支出はございませんでした。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、本町が収納しました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金などを大阪府に納付するための納付金となっております。

1項医療給付費分、1目医療給付費分、支出済額3億89万3千409円、対前年度比1.5%の減となっております。

2項後期高齢者支援金等分、1目後期高齢者支援金等分、支出済額9千94万6千754円、対前年度比3.0%の減となっております。

3項介護納付金分、1目介護納付金、支出済額3千84万1千514円、対前年度比9.2%の減でございます。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、支出済額254万7千189円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用と、これに対する郵送料のほか、総合健康診断、人間ドックの委託料としての半額補助でございます。令和6年度の人間ドックの受診者数は、91人の実績でございます。

次に、238頁、239頁になります。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千697万6千421円は、特定健康診査受診者706人分に対する費用のほか、特定保健指導に関する費用を支出しております。令和6年度の特定健診の受診率は38.8%となっております。なお、受診率の数値につきましては、国から確定数値がまだ公表されておられませんので、今後変更されることもある点につきましてご留意いただきますようお願いいたします。

240頁、241頁になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、支出済額1千258万2千323円は、財政調整基金への積立金となっております。

6款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額3万257円は、年間を通じて事業費納付金等の支払いに係る資金不足を補うため財政調整基金を繰替運用しており、その運用に係る利子でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額68万8千340円は、過年度に係る保険料還付金でございます。

2目償還金、支出済額108万円は、国・府への返還金でございます。令和5年度に収納しました国庫や府費の確定に伴う返還金でございます。社会保障税番号制度のシステム整備費補助金の返還金などがございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、支出済額304万1千229円は、令和6年度に開催されました一般会計において行われた国民健康保険の被保険者を対象とした保健事業に充てるための繰出金でございます。

8款予備費につきましては、一般管理事業の印刷製本費に31万6千円、これは資格確認書の印刷経費の不足によるものでございます。その他、高額介護合算療養費や一時借入金利子に充当しております。

歳出の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、226頁、227頁になります。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目国民健康保険料の現年分で、1節医療給付費分現年課料分、収入済額2億1千151万4千912円、2節後期高齢者支援金分現年課料分、収入済額6千853万1千406円、3節介護納付金分現年課料分、収入済額2千340万7千324円となっており、これらを合わせた現年分の収納率は95.5%となっております。また、滞納繰越分としまして、4節医療給付費分滞納繰越分、収入済額699万827円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、収入済額218万1千907円、6節介護納付金分滞納繰越分、収入済額122万3千968円の収入となっております。

なお、滞納繰越分のうち、不納欠損額として82万8千250円を処理しております。これらの不納欠損処理につきましては、転出等による居所不明や死亡等で整理のついたもののほか、生活困窮、破産による財産処分による徴収不可能な保険料について処理を

しております。

2 款の一部負担金の収入はございませんでした。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、収入済額 1 3 万 5 千 8 0 0 円となっております。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金、収入済額 9 億 2 千 1 4 8 万 8 7 8 円は、本町が行う保険給付事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

2 節特別交付金で、収入済額 2 千 2 2 5 万 5 千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診に係る国及び府の負担金でございます。

2 目国保事業助成補助金、収入済額 1 3 2 万 8 千 5 5 円は、重度障がい者やひとり親家庭の実施に伴う医療費負担に対する府補助金となっており、補助率は 2 分の 1 となっております。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、2 2 8 頁、2 2 9 頁になります。

収入済額 4 万 2 千 4 0 3 円は、財政調整基金の振替運用により生じた預金利子となっております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、収入済額 1 億 1 千 2 0 8 万 1 千 3 9 3 円、1 節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分で 5 千 8 1 8 万 5 6 9 円。保険料軽減世帯に対するものとなっており、対象は 9 0 0 世帯分となっております。

すみません、先ほど説明させていただきました利子及び配当金のところで、財政調整基金の繰替運用によると申し上げましたが、財政調整基金の積立てによる預金利子でございます。すみません、訂正させていただきます。

続きまして、2 節保険基盤安定繰入金保険者支援金分で 3 千 8 1 万 7 千 8 5 円。これは、保険料軽減の対象となる 1 人当たりの保険料調定額の割合に応じて財政支援されるものとなっております。

3 節未就学児均等割保険料繰入金 7 4 万 8 千 9 5 6 円で、未就学児 6 4 人が対象となっております。

4 節職員給与費等繰入金 1 千 3 0 8 万 3 千 4 5 6 円は、一般管理費及び賦課徴収費等の事務費に充当しております。

5 節産前産後保険料繰入金 2 万 8 千 7 7 0 円で、対象者は 2 人となっております。

6節出産育児一時金等繰入金141万2千181円で、出産育児一時金の3分の2を繰入れしております。

7節財政安定化支援事業繰入金385万3千750円は、60歳以上の高齢者の加入割合に応じて地方交付税措置されたものを繰り入れているものでございます。

8節その他一般会計繰入金395万6千626円は、毎年8月と2月に実施しております集団健康診査と同時に受診できるがん検診に係る費用や、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額の補填分でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金187万8千160円は、本町が独自に行う保健事業と保険料抑制のために実施された府の財政調整事業の財源としての繰入金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額2千507万9千840円は、令和5年度決算の歳入歳出差引額である余剰金を繰り越したものでございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料は71万3千615円で、全額が1目の延滞金となっております。

2項雑入でございます。1目雑入、収入済額857万1千930円、これは、第三者行為である交通事故による返還金や不当利得に係る返還金でございます。

9款国庫支出金、1項国庫補助金、2目システム開発費等補助金、収入済額519万3千円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明でございます。何とぞ、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 大阪府の国民健康保険料は、1人当たりでいくと全国一高いという不名誉な金額になっています。これが統一、府内統一になって、本当にべらぼうに上がったわけですけども、また、この年度も前年に比べて上がった年やったと思います。

だから、窓口が高過ぎて払えないという相談はないのか。滞納全体で見ますと増えていきますので、収納率が下がっていますので、滞納が、高過ぎて払えなくて滞納世帯が増えているのか、そのあたりをどう見ているのか、教えてください。

○辻野保険医療課長 ただいま質問にありました全国一高い国民健康保険料ということな
んですけれども、令和6年度から府内統一保険料率となっておりまして、確かに、令和
6年度、国民健康保険料は高くなりました。

しかしながら、先ほどおっしゃった高過ぎて払えないという苦情というのはございま
せんで、現年度分、令和6年度、現年度分の国民健康保険料の収納率につきましては、
5年度より多少、0.1%なんですけれども上がっておりまして、そこまで住民の負担
になってはないかと考えております。

また、一定納付が困難な方がいらっしゃることは確かでございます、保険医療課と
いたしましては、相談窓口を上げておりまして、滞納分の収納率は減っておりますが、
無理な徴収とかはしていないということで、大きな負担にならないよう、考えながら徴
収は行っております。

以上でございます。

○西田委員 窓口が丁寧な対応をしているというのは聞くので、それはいいんですけれど
も、気持ちで済むものではなくて、本当に高いから、少しでもちょっと気持ちを和らげ
ようと、現年度分は0.1%ですけど増えましたと言うけれど、やっぱり全部の一般滞
納分も含めていくと下がっているということは、払えない人は払えないままになってい
くのと違うかなと思うので、やっぱり高い。この高いというところが一致して見ていっ
ていただけたらなと思います。

でも、やっぱり高いと言いながら、赤字にならなかったし、とんとんでもなく、基金
を積み増したではないですか。保険料で賄うというのであるならば、これ、やっぱり大
阪府の計算、間違っているのと違うかなと思うところもあって、医療にかかった、出る
ほうで言ったら、全国一高くないんですよ。医療にかかる分も全国一高かったら、保険
料も全国一高くても仕方ないかなと思うんですが、医療にかかる分でいけばそうでもな
いのに、これだけ高い保険料というのはいかがなものかって、太子町でいけば、基金を
積み増したということでは、取り過ぎているのではないんですか。

○辻野保険医療課長 太子町といたしましては、令和6年度、基金を1千253万9千9
20円を積み増すことができましたが、令和6年度、この保険料が取り過ぎかどうかとい
うところになりますと、いろんな要素を省きました、保険料を決めたりとか事業費納付金
とか決める大阪府の本算定というのがございますが、その中で、本来の保険料、基盤安
定負担金などで事業費納付金がきちっと賄えたかどうかという計算を大阪府がしており

ます。その中で、令和6年度で太子町は黒字やったんですけれども、赤字団体が23団体、黒字団体が20団体、全部で43団体なんですけれども、実際に赤字の決算を市町村が打つことはないと思いますが、大阪府が計算してやっている事業費納付金に関しましては、こういう今事象が起きております。

何度も申し上げますが、太子町は令和6年度も黒字でございましたので問題はございませんが、この状況で、今大阪府でなぜ計算したとおりプラスにならないのかということと、今年1年かけて財政ワーキンググループというところで精査をしております。

ただ、分からないこともまだまだあるみたいなので、正直、太子町の国民健康保険を預かる身といたしましては、いつ何時赤字に陥ってもおかしくない状況ではあるのかなと考えております。

ですので、基金の残額が今9千100万円ございますが、こちらに関しましては、独自保険事業も増やしてはいく予定ではしておりますが、いつ赤字になりましても対応できるようにということで、一定程度の財政調整基金は確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○西田委員 町村で、元々収納率が良かったではないですか。千早赤阪村なんて、もう断トツで良かったように思うんですけれども、そんな中で乖離していないと思うんですけれども、市なんて収納率、全然、町村なんかと比べようもなく低かったと思うんです。

ですから、要因を分析もしてくれるんだと思うんですけど、太子町の住民さんは頑張っただけで払ってくれている人が多くて、収納率、ここらでとどまっているけれども、市が、特に大阪市とか堺市とか東大阪市とか大きな市で払えない人が増えると、それはもう赤も増えるやろうなと思うので、やっぱり高過ぎるところに問題があるのではないかなと私は思っていますが、府からいろんな分析結果が出たら、また教えてください。よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 今説明いただいて、改めてちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、今回、令和6年度の決算がこの水準統一の最初の年というふうなことで、先ほどの説明もあったんですけれども、全体的な財政的な責任というのは大阪府だというふうに考えてよろしいんですか。

○辻野保険医療課長 令和6年度から全ての国民健康保険の府内統一基準というのが出そ

ろいまして、一番最後が保険料率やったんですけれども、こちらに関しましては、大阪府が財政に関する元締めと言ったらおかしいですけれども、責任主体となっております、ただ、太子町といたしましても、保険者としての立場は残っております。

財政運営に関しましては、大阪府が責任主体となって、全ての市町村の財政を預かっている。預かっているって、おかしいな。管理しているという形にはなっております。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。答えにくい、ちょっと質問しちゃって申し訳ないです。

新たなそういう制度体制が行われた最初の決算というふうな流れの中で、まずは事務局として、そういう役割分担も含めて、適正にやれたなというふうな実感はお持ちでしょうか。

○辻野保険医療課長 国民健康保険を預かる者といたしましては、まず、国民健康保険特別会計が赤字にならなかったということで、そこは安堵しているところでございます。

また、保険者としても太子町は存在しておりますので、保険給付も滞りなく給付はできておりますので、府と市町村の役割分担ということがちょっとあれなんですけれども、太子町は保険者として保険給付もしておりますし、保険料の賦課もしているということで、特段問題はなかったかなと考えております。

○斧田委員 ありがとうございます。

太子町の住民の方がこれから先も安心できるような形で、また運営のほうも頑張ってもらいたいです。ありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 227頁の、ちょっと聞きたいのですが、普通交付金とあって、先ほど大阪府から頂いているというのがあったんですが、これはもう毎年頂いている交付金なんですか。

○辻野保険医療課長 府支出金の府補助金の保険給付費等交付金のことかと思いますが、こちらに関しましては、歳出で医療給付というのをやっております。こちらは、病院等で患者さんが3割負担を払われて、残りの7割の部分を国民健康保険から支出しているんですけれども、その支出した分に対しまして、同額を大阪府のほうから交付金として頂いております。

これが先ほど斧田委員からも質問がございました大阪府が財政主体ということで、

我々保険診療の分をお支払いした分を大阪府が同額負担するという形を取っておりますので、ここに関しましては、広域化している中で一番肝のところになるんですけども、前回申し上げましたが、高額な薬を使われたりとか高額な医療を受けられた方が出ましても、たとえこの額がとんでもない額になりましても、大阪府が同額を交付していただけますので、太子町の保険者として赤字になることはないのです、これは毎年頂けるものでございます。

○辻本委員 丁寧な説明、ありがとうございました。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○濱地委員 26頁で、高額療養費と高額介護合算療養費が1.何がしポイント下がったというふうにおっしゃったように思うんですが、下がった要因はどのように考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

○辻野保険医療課長 高額療養費と高額介護合算療養費があるんですけども、そもそも医療給付費分も全体的に下がっておりますので、被保険者数が減ったことによるものと考えております。

○濱地委員 ありがとうございます。

続けて、40頁ですね。転入転出、第4番の分ですね。

これのその他の部分に、転入欄に13、転出欄に27とありますが、この内容はどのようなものでしょうか。

○辻野保険医療課長 4の令和6年度中の被保険者資格得喪届出の内訳の中のその他の13名と27名の件かと存じますが、こちらに関しましては、社会保険離脱の分に関しましては社会保険離脱のところに人数を計上させていただいているんですけども、同じ国保組合の中で、建設国保なり医師国保なり芸能国保等いろいろあるんですけども、そちらの国保から太子町の国保に入ってこられたり、また、出ていかれた方の分をその他として計上させております。

以上です。

○濱地委員 ありがとうございます。

続けてもう1件よろしいですか。

22頁、雑入ですね。800万何がしという回収金ですね。第三者行為による返還金ということでお聞きしたように思うんですけども、これは恐らく外部委託で回収業務をお願いしているのかなと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。

○辻野保険医療課長 委員おっしゃるとおりでございまして、第三者行為に関しましては、国保連合会に委託をしております。

その国保連合会が収入してきた部分を過年度分に関しまして雑入で受けさせていただいているものでございます。

現年度分が早期に返ってきた場合は歳出戻入で受けさせていただくことになるんですけども、過年度分に関しては受けるところがございませんので、雑入で受けさせていただいております。

○濱地委員 ありがとうございます。

先ほどのお話の中に、太子町としても保険者としての機能があるというふうな言葉でおっしゃってましたので、職員としてレセプトの中身、例えば第三者行為であれば特記事項の中に第三者行為というようなことがあるというような認識があったり、第三者行為は、行為と分からなくても傷病名等によって第三者行為を疑われるというようなことについても症状照会する必要があるとか確認する必要があるという認識というのは、やはり職員の中で持っておく必要はあるかなと思います。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 改めまして、府に統一されたら、歳入、229頁のほうで一般会計繰入金その他、これ、独自減免がなくなりますよと言ってましたけど、もう一切なくなったんですか。

○辻野保険医療課長 町独自減免がなくなったのかどうかということなんですけれども、その他繰入金の内容といたしましては、夏と冬に行っております集団健康診査と一緒に受けられる胃がん検診のがん検診費用と、地単カット分、ひとり親等、障がい者等で国費がカットされた分を補う分で地単カット分と、更に、令和6年度に関しましては、令和5年度にヘルスアップ事業ということで一般会計のほうで国民健康保険の被保険者を対象とした健康増進事業をしていただいていたんですけれども、その戻し入れをしております。ですので、独自減免ということは一切しておりません。

以上でございます。

○西田委員 保険料の減免ができなくなって、それで、大阪府の率もすごく上がって、本来に保険料が上がってしまったんですけれども、先ほど斧田委員の説明で、財政運営は大阪府に、そういうことになりましたけれども、大阪府が出しているのは運営方針ね。

運営方針はこうしようって、府内統一のためにはこうしようって。でも、それは法を超えるものであってはならないと思うんですけれども、法定外繰入れ解消を強要するのは、法の精神として合っているのか。

太子町が基金を出すということを法の精神としては禁止しているのか。その点だけ教えていただけますか。

○**辻野保険医療課長** 大阪府国民健康保険運営方針でございますが、こちらに関しましては、大阪府内市町村で、皆が寄り集まりまして、広域化するのにどうしようということで方針をつくっております。

それを大阪府が出しておりますが、これはあくまでも技術的助言という立場は変わりませんので、太子町は保険者としていろんなことができるかということ、できるということは回答できますが、この和を崩すことによりまして、大阪府として大阪府全体としての損害が出てくる可能性もございますので。損害というたらおかしいですね。国費の減が出てくるかと思っておりますので、やらないという形になります。

○**西田委員** やれない。やったらどうなるか分かってる。ペナルティもあるよとかそういうのではなくて、法からいったら、今おっしゃったとおり、できるんですよ。それに口を出すということは地方財政法違反。そういう認識を持っていただきたいと思えます。

ですから、できるから、どういうふうにやっていくのか分かりませんが、忠岡町では国民健康保険料引下げやりますというのを、基金を使うんだか、一般会計を使うんだか、詳しいことは知りませんが、それをやっていくんだということを町として町民を守るためにやるということを出したんです。

だから、改めて、大阪府が出しているのは運営方針であって、法を破ってまで押しつけることはできないし、太子町は法を守って住民さんを守ることができるということだけは確認しておきたいと思えますので、そういうことやったと思えます。よろしく願います。

そんな中でも、大阪府がこうなる中、本当に今やっと1つの町が、自治体が声を上げ出そうとしているところですが、なかなかそれは言えないと思えますし、言うたら何が起こるか分からへんという怖さもあると思うんですけれども、でも、今の中でもできることもあるのではないですか。

減免制度ということで、大阪市がやっていることが記事に載っていたんですけれども、一時に、去年に比べて保険料が下がったときに、減免制度があって助かったということ

が載っていたんですけど、これ、太子町でもあるんですか。

○辻野保険医療課長 大阪市が行っている減免制度につきましても、先ほど申し上げました国保の運営方針の中で決まっておりますので、大阪市が単独で変わったことをしていることはございません。太子町でも所得の減によりまして減免という制度がございます。

なお、件数といたしましては、世帯で申し上げますが、32世帯。額で430万円ぐらいの減免をしております。

なお、この減免させていただきました額につきましては、運営方針にも書いてございますが、大阪府から交付金として頂いているという形になります。

以上でございます。

○西田委員 それは、だから、すごく、もう本当に大変な人に分かるように、国保の通知のときに大きな字で、太字だろうが赤字だろうが分かりやすいように、あなた、すごく減っていませんかというのは知らせていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

制度があるのに使えなかったら、もったいないではないですか。それに別に太子町の一般会計から出るわけでもないの、周知をお願いします。

ほかに、無料低額診療事業。これもあるんですね。

太子町、利用者がいてるのか、役場で、あなた、これ対象やから、これ利用したらいいのと違いますかという世帯を把握できるのか、またこれ、どこの病院が対応してくれているのか、ご存じであったら教えてください。

○辻野保険医療課長 無料低額制度でございますが、社会福祉法に載っております、生活困窮者のために無料または低額な料金で診療を行う事業ということで定義されております。

正直申し上げまして、無料低額に関しましては、レセプトを見ましても把握できないところでございまして、太子町内でどれぐらいの利用者がいるかというのは、把握はしておりません。

近隣の病院で申し上げますと、富田林病院、羽曳野市にありますコープ診療所、大阪狭山市にあります狭山みんなの診療所、少し遠くなりますが、東大阪市等でしたら、医療福祉生活協同組合おおさかというところが医療法人で、医療福祉生活協同組合大阪です、そちらが運営しています東大阪生協病院であり、楠根診療所ですかね、そういう系列病院が行っております。

また、窓口で相談を受けた場合に関しましては、ご案内はしておりますが、あなた、

これに該当しますよというようなことはしておりません。

以上でございます。

○西田委員 ちょっと生活が苦しいという相談を受けたんですけれども、苦しかったら、まず、私は相談を受けたら生活保護いかがですかというところで門をたたくわけなんですけど、ぎりぎりアウトね。

本当にアウトはアウトで、生活保護基準を満たしていなければという方に、だったらこういうことも使えるやろうし、あるんだよって、これも先ほどと一緒に、お金が大変であったらこういう制度もありますよって、こういう病院が対応してくれると思いますよとかね。

病院によっちゃ、やっぱりお金は払ってもらわなあかんから、そういう相談窓口に行ったら、分割でうちはやりますよとかありますし、お金に困ったときはいつでも相談してくださいねというのを、太子町、言っていたら、払おうと思って、それで病気を治そうと思っている人に手を差し伸べていただきたいなと思います。

ほかにもね、一部負担金減免制度とかもありますし、使える制度は、知っている者だけが使えるのではなくて知らせる努力はお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて言ってよければ、資格確認書ですけれども、これ、混乱は起こっていませんか。

○辻野保険医療課長 大きな混乱というものはございませんで、特に大きな問題というのは発生しておりませんで、以前にポイントというのがつくときに保険証とマイナンバーカードをひもづけされた方が、その後も保険証を使っていらっしゃった方が今回夏に更新があったんですけれども、そのときに資格確認書が来ないのは何でということでの問合せは数件ございました。

あと、マイナ保険証のひもづけの話に関連させていただきまして、国民健康保険でひもづけをやめる、解除するというほうなんですけれども、そちらが令和7年度、最近なんですけれども、11件ございました。

後期が4件やったのに対しまして国保が11件ということで、後期高齢のほうは資格確認書を全員送らせていただいておりますが、国民健康保険のほうはひもづけされていない方にしか送っていませんので、そのあたりで、あっ、私、ひもづけしてたんやということで、やっぱり保険証がいいという方が数名おられたのかなと考えております。

○西田委員 詳しく、ありがとうございます。

マイナ保険証が使いにくいって、使えなかったということもあるので、取り消して資格確認書というのが増えているというのも全国的にもそういう流れがあるので、太子町にもあるのかなと思います。

でも、言うたように、後期はいろいろ混乱もあるでしょうということもあって資格確認書を全員に渡したと思うんですけど、これ、一般質問で取り上げたっけ。言うたように、結局資格確認書ね、全世帯に出したって、印刷料、それだけの話やから、そんな大したことはないではないですか。こういう混乱をなくすためにも、資格確認書を全世帯に出してもらいたいなと思うし、それでも今のまんまだとしても、今のまんま、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書をずっと発行はしてもらえるんですか。

○辻野保険医療課長 今後も資格確認書は発行されるのかということでございますが、マイナ保険証をひもづけられている方に関しましては、資格情報のお知らせというのを送らせていただきます。

ひもづけされていらっしゃる方に関しましては、資格確認書を送らせていただくということが今のところ決まっております。今後のちょっと制度の改正があるかどうかというのは、ちょっと今は把握しておりませんが、今のところ、今後も資格確認書は送らせていただくという形になっております。

以上です。

○西田委員 今までの保険証は勝手に届けてくれていたから、いや、来てない、どうしたんやろと思わなくてよかったんやけれども、この資格確認書が来るもんやと思っていたら、ある日突然制度が変わって、申請しやな届けへんよみたいになったら困るので、これは、せめて今の状態は確保してもらいたいですし、できれば全員に送ったらそういう混乱もないしというのは、ちょっと要望しておきます。

もう一つ、最後。

基金を活用して、私は保険料引下げに使えと言いましたけれども、これも今、なかなかできない中、若年層の健診を増やしたのかな、うちは。そういうことで、努力していますけど、ほかにもまた積み増したわけではないですか。基金を活用して、保護者の負担軽減策、何か考えていることがあれば、これから考えますやったら、これからでもいいんですけれども、教えてください。

○辻野保険医療課長 先ほども基金のお話をさせていただきまして、赤の団体が23団体あるということで説明させていただきましたので、全額全部をすぐに使うということは

ちょっと考えてはおりません。

しかしながら、令和6年度からは若年者健診、40歳未満の特定健診を受けられない方の健診をさせていただいております。

本年令和7年度からは、人間ドックの、40歳になられる方だけなんですけれども、人間ドックの無償化ということで使わせていただいております。

令和8年度以降なんですけれども、まだ私の考えだけなので決定でも何でもございませませんが、今回夏のとくとく健診、集団健診の業務に従事しているときに、若年者の方から基本健診だけではなくてがん検診も受けたいという要望等をいただいておりますので、令和8年度以降、私としましては、若年者健診を受けられる方もがん検診も一緒に受けられるようにしていきたいなどは考えておりますが、今後、まだ財政とも検討・相談はさせていただかないといけないなと思っております。

○西田委員 ありがとうございます。

本当に、赤字団体がそんだけあったら大丈夫かって、それはどきどきするのも分かりますけれども、基金というのは、やっぱり取り過ぎているんです。住民さんがきっちり払ってくれたから、収納率もそんなに落ちへんという中で、取り過ぎたやつはどう返すのかって、保険料で引下げに使われへんかったら、今言うたみたいに、どんどんどんどん住民さんの健康維持であつたりに使っていただきたいと思っておりますので、もっといい案もあれば取り入れていただいて、少しでも負担が減るように努力していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございませぬので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

歳入総額14億1千261万418円、歳出総額13億9千258万9千215円、歳入歳出差引額及び実質収支とも2千2万1千203円の黒字決算になっており、基金も9千131万7千214円と積み増しました。

国民健康保険料は、府内で統一されたことにより、全国一高い保険料になりました。

1人当たり統一保険料で見ると調定額が14万9千651円もの高額になっています。

このような中、太子町も含め府内の自治体で収納率が悪化しています。高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい。これが府民であり、太子町の住民の声です。国民健康保険制度は、社会保障であり、住民の命綱です。高過ぎる国民健康保険料が払えず、医療にかかれず、命を脅かすものであってはなりません。

忠岡町が国民健康保険料を引き下げるとの報道がありました。自治体独自の法定外繰入れの解消の強要や大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反だという認識を持ち、保険料の引下げを実施するよう求めます。

18歳までの子どもの均等割を無料にすることで、負担を軽減することができます。無料低額診療事業や一部負担金減免制度を広く知らせる努力をお願いします。

マイナンバーカードの取得は任意であり、強制するものではありません。後期高齢者医療での扱いと同じ、全世帯に対して資格確認書を送付してください。基金は、取り過ぎた保険料が蓄えられたものです。能勢町は、2020年から物価高騰や感染症対策支援として国保加入者への給付、健康増進支援金1人1万5千円を給付し、実質的に国保料軽減につながるという基金の使い方をしていました。太子町でも保険料を、基金をどう使うのか工夫を求めます。

大阪府には、全国一高い国民健康保険料を引き下げること、自治体独自に法定外繰入れや基金を使って保険料を引き下げること認めるよう要望してください。

何より、国に対し国庫負担を増額し、保険料を引き下げること強く要望していただくことを求め、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○松井委員 認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和6年度の決算におきまして、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、被保険者数が大幅に減少した影響などにより、歳入歳出ともに昨年度を下回る決算規模となっております。

そのような中、歳入の柱である保険料につきましては、令和6年度から保険料率が府内統一基準となり、被保険者間の受益と負担を公平に行っております。また、財政調整基金を活用し、40歳未満の若年者層の健康意識を高める取り組みとして、若年者健診

など本町独自の保健事業も実施されております。

今後におきましても、財政調整基金の適正かつ効果的な活用、公正な保険料徴収に努められるとともに、被保険者の立場に立った運営に一層尽力されることを要望して、本決算の賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 起立6名、反対2名。

よって、認定第2号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出認定については、認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせをいたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時54分 再 開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

次に、認定第5号、令和6年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 それでは、認定第5号、令和6年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について、附属説明資料並びに決算書に基づき、ご説明申し上げます。

ファイルナンバー030501をご覧ください。

令和6年度決算は、第9期事業計画初年度の決算となります。

①決算の状況をご覧ください。

前年度に比べ歳入0.6%増、歳出1.1%増となり、歳入総額13億2千523万8千479円、歳出総額13億1千898万1千969円、差引き額は625万6千510円。この差引き額につきましては、2分の1以上を準備基金へ積み立てる必要がありますので、後ほど、第1号補正予算案でご説明いたします。

その下にあります歳入歳出の内訳につきまして何点か申し上げますと、歳入の保険料は2.1%増収、財産収入につきましては、基金を債券運用した結果、大幅な増収となりました。また、繰入金につきましては、内訳としまして基金より1千万円繰入れを行いました。一方、歳出の保険給付費は3.2%、地域支援事業費は6%。ともに前年度より伸びております。

②保険給付費の状況ですが、推移グラフをご覧くださいますと、期間を通して右肩上がり、令和2年度から令和4年度はコロナ禍により給付は横ばいに、といった状況がご確認いただけたと思いますが、今後も高齢者数の増加や介護報酬改定の影響により、給付費は増加するものと見込んでおります。

③地域支援事業費の状況では、介護予防・生活支援サービス事業費が18.5%伸びておりますが、これはサービス利用者の増加が影響したものです。

次に、④基金残高の状況ですが、令和6年度末残高は1億8千908万6千233円となっております。

続いて、2、保険料の収納状況ですが、特徴・普徴合わせて現年の収納率は99.5%、前年度と同水準でございました。

3番、高齢者数及び認定者数の状況につきまして、①高齢者数の状況ですが、令和6年9月末の65歳以上高齢者数は3千977人となっており、事業計画推計と比較して少し高めで推移しております。

②要介護、要支援認定者数の状況では、65歳以上の認定者数は740人、出現率18.6%となっております。下の折れ線グラフは、平成12年度を100%とした場合、総人口の減少が続く中で、高齢者数、真ん中ですが、の割合が年々増加している状況となっております。

4番、認定審査会。この頁は、主に認定審査会の結果について記載しております。

①認定審査会の状況ですが、本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置している認定審査会の開催回数は年間50回で、太子町の審査数は673件、前年度より184件増加しました。

②2次判定変更状況ですが、1次判定の結果を基に主治医意見書や特記事項などを加味し、認定審査会で決定された2次判定により介護度が1次判定より高くなったというケースは36件ありました。

③更新認定の状況は、既に認定を受けていた方の更新前後の介護度を示した表で、介

護度が高くなったケースは94件、低くなったケースは61件ありました。

④その他認定に関する状況ですが、認定作業につきましては、申請のあった日から30日以内の審査結果を出せるように取り組んでおりますが、認定に要した平均日数は35.8日と、やや日数を要している状況です。

5番、サービス利用状況における事業計画との比較です。表は、①②とも、左から、サービスの項目、単位、令和6年度の事業計画値、令和6年度の実績、令和5年度の実績、そして、計画値と実績値との比率となっています。各年度の実績値は、年間の総数を月平均に割り戻した数値となっており、各サービスの回数と日数は一月当たりの総数、人数は一月当たりの利用者数を表しています。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、主なサービス内容としましては、介護予防、訪問看護や福祉用具貸与等となっています。

次に、②居宅サービスの状況です。サービスの中で最も利用されるものが、表の一番上、訪問介護で月4千99回、続いて、上から6つ目の項目、通所介護が月1千780回となっております。

③地域密着型サービスですが、表の一番下、地域密着型通所介護は月200回、計画値を大きく下回る結果となりました。

④施設サービスは、施設へ入所または入院して利用するサービスです。施設サービス全体で前年度より少し増加した実績となりましたが、概ね計画どおりの利用状況と言えます。下の折れ線グラフは、施設サービス利用者数の推移を表したものです。各年度末時点の利用者数を表しています。

以上のサービス利用状況によりまして、6番、保険給付費の状況ですね。①保険給付費の状況を見ますと、表の一番上、給付費のおおよそ半分近くを占める居宅サービス給付費が対計画比98.3%、その下、地域密着型サービス給付費が同じく65.8%、更にその下、施設サービス給付費が同じく103.4%となっており、全体の合計としましては、対計画比93.3%となりました。

なお、下の円グラフは、上の表のサービス給付の割合をグラフ化したもので、先ほど申し上げた3つのサービスで全体の約88%を占めています。

ご覧いただいております折れ線グラフは、居宅サービス費のうち、主なサービスについて過去からの推移を表しています。一番上の折れ線、通所介護に係る給付費が多く、続いて、訪問介護、短期入所となっております。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額比率は、介護区分ごとの支給限度額に対して実際の程度利用されたのかを表したものです。要介護度が重度になるほど利用率が高くなる傾向が顕著です。

③特定入所者介護サービス費の状況です。施設サービス等の利用に際し発生する居住費と食費について、所得区分に応じた負担限度額を設定することで低所得の方に対し経済的な配慮を行っており、各負担段階区分の合計で110人の利用がありました。

7番、こちら地域支援事業は、被保険者が要介護状態となることを予防し、社会参加しながら地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することとしております。各事業の値に対する説明は割愛させていただきますが、予算執行しましたものの中から主な取り組み結果につきましては、決算書にてご説明いたします。

それでは、決算書の304、305頁、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額475万9千531円。一般管理事業100万6千31円は、介護保険事業の運営に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料などを執行しています。電算管理事業375万3千500円は、介護保険のシステム保守やプログラム変更等委託料、システム機器の賃借料などを支出しました。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額137万43円。賦課徴収事業では、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として、納付書等の印刷代や郵便料、コンビニ収納代行業務委託料を執行しました。

3項認定審査会費、1目認定調査費、支出済額1千368万3千681円。認定調査等事業においては、要介護認定に係る経費を計上しており、会計年度任用職員報酬や医師の意見書作成手数料のほか、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金などがございます。

4項計画推進費、1目計画推進費、支出額7万円。計画策定事業においては、介護保険事業計画策定委員の報償費を執行しました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費。支出済額12億1千233万6千877円。介護サービス等給付事業11億2千148万5千733

円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、各細節の対象サービスですが、居宅介護サービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護。居宅介護サービス計画は、ケアプランの作成。居宅介護住宅改修は、手すりの取付けや段差解消などによる住環境改修。居宅介護福祉用具は、ポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽などが対象で、施設介護サービスは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設利用。地域密着型介護サービスは、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護などが対象です。

次の介護予防サービス等給付事業1千838万2千19円は、要支援1、2の方が対象となるサービスで、各細節の内容は先ほどと同様でございます。

高額介護サービス等事業3千513万363円は、同月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものです。

高額医療合算介護サービス等事業557万3千715円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の合計が上限額を超えた部分を支給するものです。特定入所者介護サービス等事業3千176万5千47円は、介護保険施設利用時の食費や居住費について、低所得者の負担限度額を超えた部分に対して介護保険から給付を行うものです。

頁移りまして、2目審査支払手数料、支出済額88万5千879円。審査支払い事業では、国保連合会が行う審査支払い業務に係る手数料を執行しました。

3款地域支援事業費につきましては、以下、細目事業の実績をご説明いたしますが、各事業の計画に対する実施状況や、前年度実績等につきましては、附属説明資料10頁、11頁に記載がございますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額2千739万7千3円。本事業の対象は、要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者です。

訪問介護相当サービス事業372万3千721円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ209人の利用がありました。

訪問型サービスB事業9万2千円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体寿喜菜の会への補助金で、サービス提供者1人当たり月2千円で、サービス利用者は延べ46人です。

訪問型サービスC事業9万9千424円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ13人に対しサービス提供を行いました。

訪問型サービスD事業75万6千600円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、寿喜菜の会が提供するサービスを利用した者は延べ631人となっています。

通所介護相当サービス事業1千889万9千690円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護サービスで、延べ634人の利用がありました。

通所型サービスC事業174万2千377円は、専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しております、いきいきトレーニングに係る経費、主に看護師への報酬や作業療法士への報償費です。計36回実施し、参加人数は延べ233人です。

介護予防ケアマネジメント事業208万3千191円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に要した費用で、作成件数は延べ436件です。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額486万7千744円。介護予防把握事業73万200円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し必要な相談・指導を行うため、閉じ籠もりがちな方33名を対象に延べ199回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業80万4千544円の内訳は、福祉センターで実施しているナナトレ教室や、お達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、管理栄養士、看護師などの報酬や報償費のほか、介護予防啓発運動指導員の派遣委託料などとなっております。

地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなど、地域リハ活動への支援を行いました。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費、支出済額625万6千393円。介護給付等費用適正化事業374万3千100円は、会計年度任用職員1名分の報酬のほか、介護給付費通知書の送付、ケアプラン点検や適正化システムの委託に係る経費で、1千301件の通知、町内5事業所を対象に12件のケアプラン点検を行いました。

家族介護支援事業142万4千617円は、家族介護講座の開催を1回実施したほか、紙おむつ等の介護用品を42名の方に給付しました。

介護相談員等派遣事業11万7千790円は、相談員への報償など見守り訪問事業96万6千886円は、高齢者の見守り活動に要する各委託料で、食の自立支援事業は対象者21名、延べ1千330食分、乳酸飲料の配布による愛の一声見守り訪問は対象者12人、延べ926件、緊急通報受信相談業務は52件の実績となっております。

住宅改修支援事業4千円は、居宅のケアプランを立てていない方の住宅改修理由書作成に対し補助しました。

2目在宅医療介護連携推進事業費、支出済額269万6千32円、在宅医療・介護連携推進事業では、本事業に係る事務補助アルバイト職員の雇用と、富田林市、河南町、千早赤阪村を含めた1市2町1村と医師会、歯科医師会、薬剤師会との7者による医療介護ネットワーク推進会議の実施を富田林医師会に委託しました。

3目認知症総合支援事業費、支出済額968万616円、認知症地域支援・ケア向上事業237万6千336円の内訳は、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費のほか、認知症ケアパス作成業務委託料などです。

認知症初期集中支援推進事業4万円は、地域包括支援センターに設置された認知症初期集中支援チームの専門職に対する研修負担金です。

4目地域ケア会議推進事業費、支出済額64万702円。地域ケア会議推進事業では、地域ケア会議開催に係る講師謝礼や助言者の派遣業務委託料を執行しました。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、支出済額5万9千741円、審査支払い業務を行う国保連合会に対する手数料として執行しました。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額607万8千622円。ここでは、令和5年度決算剰余金の積立てを行っております。

5款公債費、1項公債費、1目利子、介護保険事業の運営資金を確保するため、基金より繰替運用を行った機関に対し3千322円を一時借入金利子として基金へ支出しました。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、支出済額2千33万6千974円。内訳としまして、第1号被保険者に対する還付金のほか、国・府支出金の精算を行っております。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、支出済額785万8千809円。これは、一般会計において執行しました重層的支援体制整備事業に対し、当該事業に係る介護保険料負担分を繰り出したものになります。

298頁にお戻りいただきまして、続けて、歳入のご説明をいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、収入済額3億894万3千520円、不納欠損額93万6千850円、収入未済額249万2千140円、ほぼ前年度並みの値となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、2 万 3 千 3 0 0 円を収入。

3 款国庫支出金、収入済額 2 億 7 千 2 9 9 万 5 千 3 0 2 円。内訳としまして、介護給付費負担金、普通調整交付金などを収入しております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、収入済額 3 億 4 千 3 5 8 万 2 千 3 3 8 円は、4 0 歳から 6 4 歳の第 2 号被保険者の保険料相当分を社会保険診療報酬支払基金から収入しています。

2 目地域支援事業支援交付金、収入済額 8 4 6 万 4 千 4 5 0 円は、支払基金から交付されたものです。

5 款府支出金、収入済額 1 億 8 千 9 8 万 6 千 4 1 4 円。ここでは、介護給付費や地域支援事業に対する大阪府の負担金、交付金を収入しております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入では、基金の運用益としまして 2 4 万 9 7 3 円収入しました。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、収入済額 2 億 6 7 8 万 6 千 5 3 5 円。内訳としまして、介護給付費や地域支援事業、事務費等に対する一般会計負担分のほか、低所得者の保険料軽減措置に対する繰入れを行っています。

8 款繰越金 1 千 1 6 7 万 5 千 2 9 7 円は、令和 5 年度の決算剰余金です。

9 款諸収入では、延滞金として 4 千 8 0 0 円を収入しました。

以上で、本件の内容説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 これ、第 9 期 1 年目ということで、まあ 2 年目も半分過ぎようとしているんやけど、進み具合、計画どおり進んでいるとお考えですか。

○辻本福祉介護課長 計画と実績の比較につきましては、附属説明資料の中に詳しく記載がございますが、給付費も全体としまして計画内に収まっており、2 年目、3 年目の介護保険事業の運営に影響を及ぼすような結果ではないという点からも、概ね計画どおりと考えています。

○西田委員 でも、何か保険料で賄っていると思ったら、プラマイゼロぐらいかいてほしいと思うのだけれども、この基金の余り具合はそんな多くもなく、今後等思えば、こ

れぐらいというのも計画範囲内。

○**辻本福祉介護課長** 準備基金の残高につきましては、計画値ではもう少し取り崩す必要があるような計画になっておりましたが、ちょっと、若干給付のほうが見込みよりちょっと伸びが抑えられたということもございまして、結果的に基金の残高が計画値よりはちょっと多いといったような状況でございます。

○**西田委員** 給付の伸びが抑えられたのが、介護にかからなくてもいい、それで軽く済む住民さんが多くて伸びひんかったのであったらそれはそれでいいし、余ったら余った分、本当は計算、そやから言うたって、3年分きっちり出るわけもないから、余った分は次期の第10期に使ってもらおうのであったら、それはそれかなと思うので、それなりに進んでいるなどは思っております。

以上です。

○**中村委員長** ほかにございせんか。

○**松井委員** 附属資料の4頁のところの認定審査会のところの②という、2次判定変更状況の表なんですけれども、ここで括弧書きの、却下除くという意味合いと、それと、次の縦ですね。この表の中の縦に1次判定。横に2次判定という見方をしているんですけども、例えば縦の要介護1というところで、それで、2次判定が要支援2というところなんですけれども、この要介護1、1次判定要介護1で2次判定が要支援2になるということは、低くなったということではないんでしょうか。ということは、13というのが低くなったケースに該当するのかなというふうに思っています。

それで、次の1個上の1次判定要支援2というところが、今度2次判定で要介護1ということで、12のところもこれは網かけになっているんですけども、この12というのも高くなったケースに勘定せなあかんの違うのかなと思うのだけれども、この辺ちょっと分かりにくいので、ちょっと教えていただければと思います。

○**田村いきいき健康課長** 私からちょっと説明させていただきます。

介護保険の認定審査会ですけど、まず、1次判定、認定調査の結果で判定が outcome して、2次判定がその審査会で様々な専門職の方が来られて、そこで、審査会の中で最終的な介護度を決定している状態です。

今、委員のちょっとお話がありました要支援2と要介護1なんですけど、区分としては分かれているんですけど、段階としては同じ状態像ということで決められていますので、そこは変化を取っていない。だから、高くなったケース、低くなったケースに含め

ていない表になっております。

以上です。

○松井委員 それで、その網かけのところが、この要支援2と要介護1のところは4つ網かけで、一個一個が階段状になっていなくて、ここのところは4つ網かけになっているということですか。それ何か、一緒にしているというのがもうちょっと分からないんですけどね。

○田村いきいき健康課長 そうですね。判定としては要支援2と要介護1は、住民の方にお知らせするときには介護度は変わったような状態では送らせていただいているんですが、介護保険の制度の考え方として、要支援2と要介護1は同じ状態像で、状態像でその2次判定の結果で要支援2、要介護1というのが振り分けられていますので分かりにくいと思われるんですけど、同じ区分の分類として、この表としては入れている状態です。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 今の認定審査会でも、ちょっと説明があったときに、大体、これ、認定に要した日数は、本来は30日ぐらいでないといけないというんですけれども、実態的には5.8日ぐらい延びているというふうなところで、そこら辺の内容というんですか、どうしてそう時間がかかってしまったのかというふうなことと、それに対して何かやられているかというのがあれば教えてください。

○辻本福祉介護課長 30日より若干日数を要している一番大きな要因は、主治医の意見書ですね。意見書照会。これ、どのタイミングで意見書の照会をするんだということなんですけれども、ご本人さん、申請をいただいてから役場がかかりつけ医、当然書いていただいていますので、そこの病院に意見書を照会するというようなことで、スムーズに返ってくれば、当然30日以内というようなカウントもあるんですけれども、場合によっては、かかりつけ医と本人が思っていてこちらが照会をかけても、うち違いますよというような、ちょっとやり取りがあったりするケースも結構ございます。

そういったことで、トータルで見ると平均して35.8日というような日数を要しておるわけなんですけれども、やはりちょっと意見書はどれだけスムーズに取れるかというところが大きく日数に影響しているかと考えております。

○斧田委員 ありがとうございます。

審査の経過の中でそれだけの日数がかかっているということはあるんですけども、実態的にというんですか、退院を余儀なくされたりというふうなことで、ある程度こういう審査が終わる前にでもそういう取り組みをしてあげないといけないような状況があるかと思うんですけど、そういうふうなものはどういうふうにされていますか。

○辻本福祉介護課長 この日数を要していることによりまして、利用者に不利益がないように、そこは配慮いたしております。

申請時点でおおよその状態をお伺いして、早急にちょっとサービス提供が必要なケースであれば、結果が出る前に、もう申請時までマックス遡ってサービス提供というようなことも実際やっておりますので、利用者の不利益にはならないようには配慮しております。

○斧田委員 ありがとうございます。

利用される方がスムーズにいていただけるよう、またよろしく申し上げます。

それと、説明されている中で、基金の運用益がすごく高く運用ができたということなんですけど、これまでやっていたものに対して、何というんですか、何かそういうのに取り組んだというのがあれば教えてください。

○辻本福祉介護課長 従前まで、介護保険準備基金につきましては定期預金一本で基金を運用しておりましたが、昨年、最近そうでもないですけど、昨年度からちょっと低金利がずっと続いておりましたので、そのときに債券へ、短期の国債でございますけれども、債券にちょっと運用を切り替えた結果、ちょっと運用益が増加したというような状況でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

中々、こういう介護保険の事業の中で、ある程度、今まで以上に収益を上げるなんていうのは難しいことだと思うので、頑張っていただけだと思います。

それと、あと、地域密着型の施設の利用数かな。若干ちょっと少なくなっているような状態なのは、何か原因があるんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 地域密着型施設の利用ですけれども、確かにちょっと数字を見る限り、ちょっと減少しているというようなことでございますが、これ町内の場合、かなり限定された施設数しかございませんので、要は母体が傾向を探るにはちょっと少な過ぎるというようなことがございます。

ただちょっと状況、スタッフさん、介護職に就かれているスタッフさんだとかにちょ

っと聞いている限りでは、施設型の介護サービスが、例えばサービス付き高齢者住宅とかそういったものが最近増えております。そういったところにちょっと利用者が流れていたりするのかなというようなこともおっしゃっていました。

確かにそういう施設を利用されている方、年々全国的にですけどこれは、増えておりますので、そういったことも1つの要因としてあるのかなと考えております。

○斧田委員 どうもありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 認定審査会を聞くんですけれども、本当に配慮とか努力で何とか補っていますけれども、これもう当初から本当に30日なんて無理じゃないというぐらいにどこの自治体も時間を要したと思うんですけど、そんなん、これ何とかしようと思ったら、調べてはったら、やっぱり一番多いの、主治医意見書の取得に時間がかかるというのがすごく多くてというところにも苦慮しているとは思いますが、苦慮の中で、今だから、認定審査会を原則30日以内に何とかしようよという中で、お医者さん、13日以内にとか目安を決めて30日に押し込もうとしていますけど、それで解決するのやろうか。

認定者数も増えていきますよね。そんなんであつたら、30日以内にそういうことも決めても、もしかしたらうちでいけば、3町村の日数を増やさなあかんの違うのかとか、これを本当に30日以内にしようと思ったら、何が一番、そうやって国がお医者さんにぎゅっと言ってもらうのが一番いいとお考え、それをやっても、本当に認定者数が増えていたら、30日以内という、その目標自体が中々難しい設定になっているのかなと思うんですけど、どうお考えですか。

○辻本福祉介護課長 確かに、現状のままですと、委員おっしゃるようにお客さんばかり増えて追いつかないというような状況が考えられます。

要介護認定につきましては、昨年度に閣議決定されました規制改革実施計画という中に、デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等という事項がございまして、要介護認定に関する様々な規制改革の内容が、実施時期も含め、示されております。

AIの利活用につきましては、加速化する技術革新により今多くの分野で需要が急増することが想定されますが、ほかにも判定に必要な、先ほどから出ております主治医意見書を申請時に同時に提出することについての検討も含まれているということで、現在

時間を要している大きな要因の1つが解消されれば迅速化につながるものと期待はしております。

しかし、増加する申請数に対処するための人員も含めた保険者側の体制づくりにつきましても、今後もしっかり取り組んでいく必要があると考えます。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○岡野委員 長く猛暑が続く中なんですけれども、高齢者の方たちはどんな日々を送っておられるのか、心身の状態が気にかかります。

人に聞いたら、外出を控えて、買い物に行くのが少なくなったし、家で1日中クーラーを入れて過ごしているって。それで、近所の人たちとも、あんまり暑いから話す機会もなくなっていると話されます。こういった日々を送っていると身体的機能が衰えるし、人と接することも少なくなったら精神的にも落ち込み、要支援や要介護の人が増えていくのではと懸念します。

デイサービスのお迎えに行ったら倒れておられるのを発見したとの報道も耳にするんですけれども、太子町で、この夏熱中症で倒れたり救急車で搬送された方がいたのかという報告が福祉介護課に入っているのでしょうか。お教えてください。

○辻本福祉介護課長 高齢者の熱中症による搬送等の件数につきましては、うちには入ってございません。

恐らく消防に入っておるのではないかと思いますけれども。

○岡野委員 ありがとうございます。

でも、やっぱり高齢者の方は、福祉介護課の人がその実態をちゃんとつかんでいただきたいなと思いますので、また調べといてください。

次に、また要望なんですけれども、今後も地球温暖化で猛暑の夏がやってくる可能性が高いと言われてますね。言っではりますけれども、高齢者の方たちを孤立させないためにも、人との触れ合い、おしゃべりもできる、身近に気軽に集まれる居場所の確保などを今から来年に向かってぜひ対策を考えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○中村委員長 要望でよろしいですか。

○岡野委員 はい。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○岡野委員 あと、すみません。

また訪問事業所の空白地域が増えたんですけれども、2024年4月、介護基本報酬が改正されて、訪問介護の事業所の倒産や廃業は過去最多の784件、これは2024年の12月末で、訪問介護の事業所のない空白自治体は107市町村でした。

ところが、また2025年6月末には空白自治体は115になっています。

太子町では、現在どうですか。6月の一般質問のとき、お聞きしたんですけれども、太子町の実情をね。

事業所の倒産はないけれども、ヘルパーさんの手が足りず、募集しても応募がないとのことでしたが、その後どうなっていますか。深刻な事態と認識しておられるのでしょうか。

介護保険を食い止めるために、太子町独自で事業所や介護職員を守る方策を考えておられますか。考えておられるなら、教えてください。

○辻本福祉介護課長 介護業界を取り巻く人材不足の状況につきましては、以前と変わりがなく大きな課題となっております。

ちなみに、訪問介護事業所のちょっとお話、倒産件数の話とかでいただいておりますけれども、片方で、これ、厚労省の調査なんですけれども、昨年、6、7、8、三月間のちょっと統計になっておりますけれども、訪問介護事業所の休止・廃止数552件に対しまして新規・再開583件ということで、プラス31件というような、こういった数字もございますので、どんどんどんどん減り続けているといったようなちょっとイメージは現状と合っていないのかなというふうに思いますので、紹介させていただきました。

あと、太子町でも、今のところ事業廃止された事業所は、主に訪問系の事業所ございませんけれども、大きく見ますと、恐らくその空白地帯が増えているとかということも考えますと、どうしても事業の効率性を求めますので、特に訪問系につきましてはね。ですので、ちょっと便利なところ、都心に近いところへ事業所がちょっと集中しているのかなというふうなことは、これは推測ですけれども、思っております。

町内のそういった状況に対する事業所への援助というのは、これからもずっと、これ、すぐに解決する問題ではないと思っています。それでまあ、人材不足の面であったり、また事業費、そもそもの運営費のところであったりとか、そういったことは国費を活用しながら、ちょっと今年度も物価高騰対策といったようなところで手当てさせていただいたところなんですけれども、引き続き現場のお話をやはり聞くところから始まると思いま

すので、そういった声を聞きながら、効果的な何か対策ということで、そちらも検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。

ぜひ介護職員の処遇改善について、国へ積極的に働きかけていってください。よろしくをお願いします。

もう一つだけです。すみません。

コロナ禍が続き、介護相談員さんの施設訪問事業は休止されていましたが、今年1月から2月からかな、久しぶりに会議があって、復活しました。

今何人の相談員さんがおられて、施設訪問は何か所か。またコロナもちよろちよろとあるんですけれども、時間制限はありますか。

その訪問事業は、コロナ前と比べてどうですかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○辻本福祉介護課長 介護相談事業ですけれども、相談員さんの数は現在7名いらっしゃいます。

町内の事業所に定期的に訪問していただくわけですが、施設系につきましては毎月。これ、2人一組で訪問していただいております。

通所関係につきましては、2、3か月に1回といったところで、若干頻度はあれますけれども、そういった形で毎月相談員さんに事業所の訪問をしていただいております。

○岡野委員 コロナ禍と比べて、施設に訪問しにくくなったとか、人間関係がどうなったとか、そんなん、あれはないですか、声。介護訪問相談員の方から。

○辻本福祉介護課長 コロナ禍のときは、そもそもちょっと施設側がお断りしてはったという部分もございまして、事業自体実施しておりませんでしたけれども、昨年あたりからちょっと行き出していただいておりますけれども、やはり訪問先が高齢者の施設ということもありまして、そのときそのときの感染系の病気であったりとかというのがちょっとはやっておったら、そこは施設さんのご事情に合わせた形で、ちょっと今回延期してほしいというような要望がありましたら、またスケジュール再調整といったようなことで調整はさせていただきます。

通常の状態ですと、相談員さんの報告、毎月読んでおりますけれども、特段何か喫緊に問題があるといったような報告はございませんで、皆さん話し相手になっていただい

て、利用者側の意見もちよっと載っているんですけども、大変喜ばれているといったような好意的な声が多くございます。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。

相談員は、利用者さんの気持ち、声を傾聴し、施設や行政に伝えるつなぎ役として大切な役割がある存在だと思うんですね。だから、これからも続けてよろしくお願ひします。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 介護保険料、努力をしていますけれども、本当に高い。国民健康保険料もやけれども、介護保険料も。

本当、3年ごとということ、今1年目の決算をしていたのも、2年も途中やし、もう今、これから今度は第10期をやらなあかんということで、この間会議でアンケート調査も始まるということやったんやけれども、制度そのものが変わらへんかったら、いろんなところで保険料を下げることを、住民にとってええことでやっているかどうか分かりませんが、議論されているみたいなんですけれども、根本的には、国がお金をどれだけ入れるか。もっとつぎだまん限りは上がり続けるんやと思うんですけども、今、先ほどの認定審査会の日数を何とかしようみたいなこともありますけれども、保険料がこれ以上上がらないために、いろんな、何でもいいんですけど、今国で現在進められている審議で、保険料に影響するような何か情報が入っていれば、教えてください。

○辻本福祉介護課長 10期目の保険料の水準につきましては、介護サービス対象者の高齢化はもとより、物価やサービス事業の増加、報酬会計の動向など考慮しますと、今より高い水準になることが想定されます。

国の動きにつきましては、これから活発になり、保険者にも様々な情報が入ってくると思いますが、現時点では具体策が示されているわけではございません。

ただ、これ、厚労省ではなしに財務省主計局のお話ですけども、そちらで保険給付の効率的な提供、給付の効率化ですね。と、あと、保険給付範囲の在り方の見直し。もう一つ、高齢化・人口減少化での負担の公平化。こういった観点から多数の施策を提起しているという話は入ってきております。

以上です。

○西田委員 何か、中身分からへんけど、効率的に、負担の公平、片方で国の大枠の予算では社会保障費削減、その方向に進んでいるから、良くなることはないなと思いつながら、行方は私も注視していきたいと思つます。

制度が変わらない中で、本当うちが一生懸命努力しているのは、1人でも介護保険にかからなくて済むように健康に過ごせるということで、介護予防に対しては、そら頑張っていると思つんです。会議で、この間も委員さんから、よそに行つたら、よその人が、太子町はほんまに充実してていいですねと言われて褒めてもらつて、自分がやっているわけでもないけれども、自分の自治体がやっぱり褒められるのはうれしいなという声もあつたんですけど、でも、その中の地域の要望で頑張つてはるボランティアの方も、最初仕事を辞めてボランティアをしようと思つていた人が、そのままちょっと高齢化してくるではないですか。だから、その頑張りはボランティアさんに支えられていると思つうのだけれども、それでいくと、今後の運営に懸念することはないのか、このまま高齢化が進んだらボランティア団体なくなるのと違ふのかとか、そういう心配はないのか、そういう意味では、育てる努力をしているとかあれば、教えてください。

○田村いきいき健康課長 委員のおっしゃるとおり、ボランティアの方に支えられて介護予防または生活支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業、総合事業なんですけど、そちらに関しましては、ボランティアの方の、地域の住民の方の力で現在行つております。

この事業ですけど、平成29年度から始まつておりますので、開始当初は団塊の世代の方が75歳以上に到達する2025年を見据えた視点で取り組んできていますが、現時点、もう2025年ということで、次の視点としましては、その団塊のジュニア世代が65歳以上となります2040年を見据えて、介護予防の取り組みを考えていく必要があると実感はしております。

委員のご指摘のとおり、担い手の高齢化というのは、実際協議体等で生の声で聞いております。現在実施しております生活支援・移動支援等の担い手の後継者を団体につなげていけるように地域の身近な社会福祉協議会等と連携しながら努めていきたいと思つております。

以上です。

○西田委員 本當に、昔は60定年で、60以降は何ししょうやつたけど、65定年になつて、ところが年金も減っているし物価も高いから、その後まだ仕事をしようという

ぐらいの話になっている中で、なかなか地域のボランティアさんも少なくなっていると思うんです。

ですから、附属説明資料に移動支援D型、桜草、プラスワン、寿喜菜の会とかがやってはって、これ、もう人気で予約を取ろうと思っても取られへんねんと言っていたから、100%いくかなと思ったけど、計画、これは高過ぎたん。それとも、やっぱりそれに見合うことができなくて100%にいけへんかったのか、そういうところも何となく心配やなと思っています。

ですから、住民さんのボランティアで、やっぱり住民の力を借りてつながりをつくるというのも大切やけど、一方で、町の施策としてそこを補う。もうちゃんとお金を出して施策として補うことが1つ必要ではないかなと思って。

公共交通、走っていますけど、公共交通の本数が足らんといえども、走っていたらバス停に行って、そこから行きたいところには行けるんやけれども、高齢者の中でもそれでは足らん、行かれへんからこの移動支援D型なんかを使っていると思うのだけれども、その人たちのために介護タクシー、これ、言ってんのに1個もなれへん。介護タクシーの補助とか、よそやったらやっている、介護タクシーやから、普通のタクシー。タクシーのチケットとか、そういうところで補うことなんかは考えにありませんか。

○辻本福祉介護課長 現在高齢者の移動サービスに取り組んでいただいている体制を将来的にも維持・拡充していくことがまず重要であると考えています。

人材不足も懸念されますけれども、行政といたしましては、現場との連絡体制、これ、日頃から密に取っておりますので、事業存続に向けた効果的な取り組みを継続してまいりたいと考えています。

その中で、介護タクシー、タクシーチケットですかね。の、補助も含め、様々な制度設計を検討する機会があると考えております。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

公共交通の片方で走っているのと、それは邪魔したらあかんみたいやから、そうやと思うのだけれども、福祉としてできることはないかというのもまた検討していただけたらと思います。

そんな中で、だから、一生懸命やっついて、一生懸命やっているけど、この介護保険で、いや、もう、予定どおりいけへんで、大阪府の財政安定化基金、これ何ぼため込ん

でいるのかなと思うのやけど、これ使っている自治体なんか、もう聞けへん、最初の頃はあったと、計算がうまいこといけへんで、あったと思うのだけれども、そしたら、大阪府財政安定化基金を使わずにためるばかりやと思うのだけれども、そこには幾らお金があるか、ご存じやったらちょっと教えていただけますか。

○辻本福祉介護課長 大阪府の財政安定化基金、これうちもたしか2期目にお世話になったと思うんですけれども、これ現在おっしゃっているように、お世話になっている、貸付けを受けている団体は、府内ございません。

基金の残高なんですけど、これあくまでちょっと大阪府のホームページからということになりますけれども、基金の残高につきましては、約200億円ほどあるというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 そのお金、ため込んだって使うところないし、大体自治体も、最初失敗はしたけれども、大体どれぐらいかという計算もできるし、どっちかというたら多めに取っているから赤字にならへんという話や、3年間の計画。

大阪府、こんなようさんためてるんであったら吐き出せという要望はしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○岡野委員 意見をつけて、賛成します。

認定第5号、令和6年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見をつけて賛成の討論を行います。

歳入総額13億2千523万8千479円、歳出総額13億1千898万1千969円、歳入歳出差引き額及び実質収支とも625万6千510円の黒字決算です。

2000年から始まった介護保険制度は、介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割への引上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援1・2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1・2の特養入所からの締め出しなど、介護現場の苦難に拍車をかけ、利用者・家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改悪が

続けられてきた中で、介護の基盤が脆弱になっています。

介護保険料の全国平均基準月額、第1期では2千911円だったものが第8期には6千14円と2.07倍にもなりました。太子町でも、基準月額は第1期2千925円からこの第9期には6千380円と、2.18倍です。

全国的には、訪問介護施設が0の自治体が増えるなど、高い保険料を払った先にサービスが受けられない状況すら生まれており、保険あって介護なしの状態は、年々深刻さを増しています。

太子町では、これまで据え置いたことがありましたけれども、保険料基準額を引き下げたことはありませんでした。

準備基金を全額保険料引下げに充て、第9期、2024年度からの保険料を基準額で100円とはいえ値下げしたことに対し、評価をいたします。

また、そのために国基準を上回る段階を設定もしました。

それにしても、介護保険料は高過ぎます。

基準額以下の世帯では、第8期よりも保険料は下がっていますが、第10段階以上で保険料が高くなった方もいらっしゃいます。それなのに、国は10期に向けて更なる社会保障費の削減、介護保険の改悪を狙っています。太子町として、国・府に公費負担で保険料、利用料を引き下げ、安心して利用できる介護制度とするよう要望することを強く求めて、意見をつけて賛成の討論といたします。

終わります。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第5号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号、令和6年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

これにて暫時休憩といたします。再開は13時といたします。よろしく願いいたします。

午後 0時08分 休憩

午後 0時58分 再開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

次に、認定第6号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○辻野保険医療課長 認定第6号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容のご説明を申し上げます。

ファイルナンバー030601後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご覧ください。030601後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、まず、附属説明資料で概要の説明を申し上げます。1頁目、下段をご覧ください。

歳出でございます。歳出合計2億9千330万5千円で、対前年度比2千987万円、11.3%の増となっております。総務費でございますが、一般管理費・徴収費ともに被保険者数の増加に伴う被保険者証の更新や保険料の本算定通知に係る郵送料が増加したことなどにより、一般管理費では対前年度比30万7千円、13.2%増の262万9千円となっており、また、徴収費は前年度比6万4千円、3.9%増の169万5千円となり、総務費全体では37万1千円、9.4%増の432万4千円となっております。

次に、広域連合納付金ですが、前年度と比べまして2千960万円、11.4%増の2億8千864万8千円となっております。これは、令和6年度は保険料率の改定があったことに加え、被保険者数の増加により保険料収入が大幅に増加したことによるものでございます。

次に、上段の表の歳入でございます。

歳入合計3億576万4千円で、対前年度比3千235万5千円、11.8%の増となっております。

まず、保険料ですが、2億4千921万1千円。歳出の広域連合納付金で説明させていただきました内容と同様となりますが、令和6年度は保険料率の改定があったこと、

また、被保険者数の増加に伴い、前年度と比べて3千50万8千円、13.9%の増となっております。

次に、一般会計繰入金ですが、4千655万8千円。対前年度比338万8千円、7.8%の増となっております。増の要因としましては、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で、前年度と比べて301万5千円、7.7%の増となっており、被保険者の増加や軽減枠の拡大によるものでございます。

なお、歳入歳出差引額は1千245万9千円の黒字となっておりますが、これは3月分の保険料収納相当額等であり、令和7年度に繰り越し、広域連合納付金として納付する財源等でございます。

それでは、次に、2頁になります。

2の被保険者数の状況です。令和6年度末時点で2千289人となっており、前年度より51人、2.3%の増加となっております。

次に、3、保険料の収納状況でございますが、収納率のうち、年金からの特別徴収は100%で、普通徴収の現年度分は99.3%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年度合計で99.7%の収納率となっております。また、表の中央の列、還付未済額42万2千533円につきましては、保険料収納後に移動や死亡等により保険料の還付が発生しましたが、年度内に処理ができなかった分を計上しております。右隣の不納欠損額は、令和6年度はございませんでした。

4の保険料の賦課状況でございます。

まず、(1)保険料賦課料率等及び賦課限度額は、令和6年度は2年に1度の改定の年であり、均等割が5万7千172円、所得割が11.75%、賦課限度額は80万円となっております。なお、令和7年度におきましても、同じ保険料率となります。

次に、(2)保険料軽減の状況ですが、7割、5割、2割に加えて、被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で、前年度に比べ68人増の1千398人で、全体の61.1%の方が軽減を受けておられるという状況でございます。また、軽減後の1人当たりの保険料は本算定時点で10万7千470円でございます。

以上で、附属説明資料の説明を終わらせていただきます。

次に、決算書の歳出からご説明申し上げます。

決算書の336頁、337頁になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額262万9千172円は、

被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムに係る自治体クラウド利用料となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額169万4千729円は、納入通知書や督促状等の印刷代及び郵送料のほか、納入通知書や保険料の納付確認書の作成及び封入封緘作業等の業務委託料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納金、支出済額2億8千864万8千174円は、保険料及び保険料の軽減分として保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付しております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額33万3千277円は、過年度分の保険料に係る還付金でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入でございます。334頁、335頁になります。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、収入済額1億3千340万425円。

2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入済額1億1千536万450円。2節滞納繰越分、収入済額45万427円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額1万3千100円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、収入済額431万801円は、歳出の総務費に充当しております。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額4千224万6千898円は、政令軽減を受けている被保険者の保険料軽減額分を一般会計から繰り入れているものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額997万4千247円は、令和5年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入済額7千600円につきましては、保険料の延滞金でございます。

令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 国保、介護について、後期なんですけれども、保険料が高い、これは全部に言わせてもらいますけれども、大阪府、全国で何番目に高い保険料か、お分かりでしたら教えてください。

○辻野保険医療課長 後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等につきまして、被保険者1人当たりで計算させていただきますと、大阪府に関しましては全国で5番目ということになっております。

○西田委員 国民健康保険は1人当たり全国トップ、この後期は全国5番目。大阪府に住んでいるというだけでそれだけのお金がかかって、介護保険料は頑張って100円引下げで始まりましたが、全国的に見て6千超えというのは決して安くはないという中で、この後期を払っていらっしゃると、高齢の方が。

軽減がかかっているのが61.2%か。だから、もうこれだけの方が、そらそうですよね、ほとんどが年金暮らしの方で、何らかの軽減がかかっているって。だけど、保険料が上がり続けていて、これも保険料を引き下げるといふの、これ以上上げない努力なんかを国が、府がしているんでしょうか。

○辻野保険医療課長 後期高齢者医療保険料に関しましての料率に関しましても、大阪府の後期高齢者広域連合が変動要因などを加味しまして、毎年制度改正に関わる変更等、1人当たりの医療費給付費の伸びに関しましても余剰金の活用などをさせていただいて、低く抑えるようにしていると考えております。

○西田委員 低く抑えて、頑張って、頑張っているかどうかちょっとよう分かれへんねけど、それでも全国で5番目ということで、本当にこの高過ぎる保険料をどうするんやというのを、何でもやけど、制度そのままだがちに決めたら下がらんやったら、制度そのものをもっと住民に優しく、国民に優しい制度にしていかなあかんということなので、本当に窓口にいてて、後期はちょっと窓口にいても分かりづらいところがありますけれども、住民さんのしんどさは一番よく感じられる場所やと思いますので、声を上げる、そのことから始めるしかないので、職員さんには、これで大変やということだけは伝えていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○岡野委員 認定第6号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

歳入総額3億576万3千948円、歳出総額2億9千330万5千352円、歳入歳出差引額及び実質収支とも1千245万8千596円の黒字決算になっています。

年金は上がらず、物価高騰が続く中、75歳以上の平均収入は過半数以上が150万未満で、ほとんどの高齢者の暮らしは大変です。

ところが、後期高齢者医療制度は、2022年10月から75歳以上で一定の所得がある高齢者の医療費窓口負担は1割から2割へと2倍になり、約2割の高齢者が対象になりました。高齢者を更に追い詰め、長生きへのペナルティとも言える大改悪でした。

更に、健康保険法等改定されたことにより、年収が153万を超える75歳以上の後期高齢者の医療保険料が大幅に引き上げられました。月13万円の年金暮らしの高齢者に生活の余裕などありません。高齢者の多くは定期的に受診が必要な病気を抱え、貯蓄や生活費を削り、何とか受診しており、重い負担の保険料をこれ以上引き上げることは高齢者の命を脅かすもので、到底容認できません。

重大なのは、高齢者の負担増は後期高齢者医療保険医療増だけにとどまらないことで、介護保険料も上昇しており、本来は命を守る社会保障が高齢者の暮らしを圧迫し、命を脅かしています。

75歳以上の人を後期高齢者として74歳以下の人と切り離し、多くの病気を抱えるハイリスクの高齢者だけを一まとめにした世界に例を見ない高齢者いじめの制度は廃止し、お金の心配なく医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○早瀬委員 認定第6号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化社会において増大する医療費に対応し、将来にわたり持続可能な社会保障制度を確立することを目的に設けられております。

本制度は、府内の市町村で構成する広域連合が主体となって運営され、本町においても保険料の徴収や各種給付事務が適正に執行されております。

令和6年度決算におきましても、後期高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう給付が着実に行われているなど、後期高齢者医療制度の趣旨に則り、関係法令等に基づき事業を適切に運営している点は、評価できるものと考えます。

今後におきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合との連携を一層密にし、適切な制度の運営に努められることを要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 起立6名、反対2名。

よって、認定第6号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定とすることに決しました。

次に、議案第30号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻野保険医療課長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第30号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

ファイルナンバー063001、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)をご覧ください。063001、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願いします。

第1条第1項、予算の総額でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3千129万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8千578万円とするものでございます。

歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の8頁、9頁をお願いいたします。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、補正額 5 9 6 万 2 千円の増額は、事業別区分 1 の賦課徴収事業で、令和 8 年度に施行されます子ども・子育て支援金制度に向けた電算機器・プログラム変更委託料でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額 1 千 8 6 3 万 7 千円の増額は、事業別区分 1 の財政調整基金積立金で、前年度繰越金確定に伴い計上するものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正額 1 3 8 万 4 千円の増額は、事業別区分 1 の償還金で、交付金・補助金の確定に伴う国・府への返還金を計上するものでございます。

同じく 7 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額 5 3 0 万 9 千円の増額は、事業別区分 1 の一般会計繰出金事業で、出産育児一時金繰入事業に係る精算により一般会計へ繰り戻すものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入ります。補正予算書の 6 頁、7 頁をお願いいたします。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 5 3 0 万 9 千円の増額は、1 節財政調整基金繰入金で、歳出に計上しております一般会計繰出金の出産育児繰入金の精算に係る財源措置でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 2 千 2 万 1 千円の増額は、令和 6 年度からの繰越金でございます。

9 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目システム開発費等補助金、補正額 5 9 6 万 2 千円、2 節子ども・子育て支援事業費補助金で、歳出に計上いたしました電算機器・プログラム変更委託料の財源でございます。補助率は 1 0 分の 1 0 でございます。

以上が、議案第 3 0 号、令和 7 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容の説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○斧田委員 ただいま説明いただきましたように、今日午前中に認定された決算に伴って

資金整理をするための令和7年度のための補正予算ということによろしいでしょうか。

○辻野保険医療課長 委員おっしゃるとおり、国・府の支出金であったりと、精算するための補正予算でございますが、その中で1点、歳出でもご説明さしあげました事業区分1の賦課徴収事業で、令和8年度に施行されます子ども・子育て支援金制度に向けた電算機器・プログラム変更委託料だけは、これからの事業の分でございます。

○斧田委員 どうもありがとうございます。

○中村委員長 ほかに。

○西田委員 今おっしゃった令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度、これに係るプログラム変更やから、それ、10分の10やから、それはそれでいいんですけど、この内容、何をしようとしていて、その準備なんですか。

○辻野保険医療課長 国で、子ども・子育て支援制度というのが始まりまして、令和8年度から国民健康保険料等々と合わせて納付していただく子ども・子育て支援金という制度が始まります。その保険料を集めるためのシステム改修費の費用でございます。

○西田委員 そうやんね。国やったら何て言ってるかといったら、こども未来戦略、子どもを持つことを希望する方が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指しています。それで支援金制度をつくったと。

いや、それはいいんですけども、これ、国保出て、この後、後期にも出てくるという事は、いやいや、それはプログラムはいいんですけど、そのお金は国が全額見てくれるのプログラムを今整えているんですか。

○辻野保険医療課長 この後、後期高齢者医療特別会計の補正予算でも同じようにシステム改修費を計上しております。これにつきましては、保険料を徴収するための準備のシステム改修となっており、資金は国から10分の10で補助は出ております。

○西田委員 そうやってプログラム整備するの、マイナンバーカードでも一緒ですけど、やってくれるから、せなあかんし、せえと言うからにはお金を出すのは当たり前で、10分の10出すのはいいんですけども、支援金で、助けてくれるのはとてもありがたいんですけども、国が全額このシステムに10分の10を出すみたいに支援金も10分の10出してくれたらいいんですけども、どうもそうではないような気がするんですけど、大体、一体支援金でどれぐらいのことを計算している。そんなことまで分かりますか。

何にしろ、お金を取られるんやんね、この後。

○辻野保険医療課長 子ども・子育て支援に関する保険料自体の試算等はございまして、

国が出しているんですけれども、国民健康保険で申し上げますと、1人当たり250円の負担になります。

それ以外のお金が入っているかどうかなんですけれども、加速化プランの財源ということで、歳出改革の徹底等をするることにより、保険料としましては後期高齢者医療保険もそうですし、我々共済もそうなんですけれども、協会けんぽの方も負担いただくこととはなっております。

申し訳ないです、それ以外の財源については、ちょっと今、持ち合わせておりません。

○西田委員 今回の補正はプログラム整備ですというから、それで置いときますけれども、これ、動き出したときに、今言うたようなお金、子ども・子育てに係る支援金が、何や、医療保険制度ごとに違うみたいなことも言いながら、だから、保険の国保が一番負担が多い中で、それぞれ違うというて、負担率が、この後ね、国保が一番高くなるのと違うかというような話もありますので、またそういう詳しいことが出てきたときにお話は聞かせていただきますが、何しろ高いよって、国保も高いよ、後期も高いよと言ってるのに、更に高くなる制度というか、支援金という形で押しつけてくるという中の1つやなと理解しております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 議案第31号、令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

ファイルナンバー063101、補正予算書の1頁をご覧ください。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万3千円を追加し、予算総額を14億7千263万8千円に増額補正するものです。

それでは、8頁の歳出から説明させていただきます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額312万9千円は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和6年度の決算剰余金の2分の1に相当する額を積み立てるものです。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額453万4千円は、前年度の介護給付費負担金等の精算に伴うもので、国へ返還いたします。

続きまして、歳入ですが、6頁をご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額171万円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額2万2千円。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額231万5千円。

以上は、前年度介護給付費及び地域支援事業の交付金が確定したことに伴い、国支払基金、大阪府よりそれぞれ追加交付を受けるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額23万8千円、ここでは、前年度低所得者保険料軽減負担金の精算交付に伴う繰入れを行っています。

同款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額287万7千円の減額は、本補正予算に要する財源を調整した結果、不要と見込まれる繰入金を見積もったものです。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額625万5千円、この科目では、令和6年度決算剰余金を予算計上しております。

以上で、本件内容の説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 気がついていなかっただけかもしれないんですけど、歳入とありながら、マイナスがつくこともあるんですね。

○辻本福祉介護課長 今回のマイナスにつきましては、基金の繰入れのマイナスということで、当然財源が足りなければ、一般会計でもそうですけれども、財政調整基金なりというところで財源の手当てをして、予算調整いたしますが、今回のように、財源の歳入、歳入の中に国庫支出金であったりとかという財源が確保できる場合は、繰り入れておいた、財源不足のために繰り入れておいた基金からの繰入れをまた基金に戻すというようなことがたまに起こります。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○辻野保険医療課長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第32号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

ファイルナンバー063201、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)をご覧ください。063201、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項、予算の総額でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ192万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億640万円とするものでございます。

歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の8頁、9頁をお願いいたします。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額192万5千円の増額は、事業別区分1の徴収事業で、国民健康保険特別会計でも計上いたしました令和8年度に施行されます子ども・子育て支援金制度に向けた電算機器・プログラム変更委託料でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の6頁、7頁をお願いいたします。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目システム開発費等補助金、補正額192万5千円、1節子ども・子育て支援事業費補助金で、歳出に計上いたしました電算機器・プログラム変更委託料の財源でございます。補助率は10分の10でございます。

以上が、議案第32号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容の説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 先ほどと一緒に、全額入ってくるということで、まあ、そうなんという話やねんけれども、何となくプログラム変更というたら、ソフトだけ変えて、ちょっと画面が変わるかなというイメージやねんけど、職員さんがこの変更で仕事が、その変更することによって増えるとかそういうのはないんですか。

○辻野保険医療課長 システム改修をすることによりまして、今後増える子ども・子育て支援金の負担割合等の計算等を自動でしてくれることになりますので、システム改修しなければ自分でしなければいけないと思いますと、負担は軽くなるかなと考えられます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了いたしました。

よって、これにて、委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもご苦労さまでした。

午後 1時40分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸